

1 出資団体の概要

(1) 監査の意見を参考とした改善措置

ア 団体の統廃合について

平成13年8月1日付けで、(社)群馬県畜産ヘルパー協会を(社)群馬県畜産協会に統合するとともに、平成13年8月13日付けで、(財)群馬県農業拓殖基金協会を廃止した。

なお、今後とも、業務内容が類似する団体や存立意義の薄れた団体については、統合や廃止の検討を行うとともに、団体が実施している事業の必要性や県の関与の在り方などについても見直しを行う。

イ 県職員の派遣について

平成14年4月1日に「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が施行されることに伴い、県職員の団体への派遣のあり方について見直しを行い、条例化するとともに、当該団体の業務が県の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るための人的援助が必要なものについては、具体的に規定することとする。

また、派遣職員への給与の支給方法については、同法で規定する要件(県の委託業務や共同事業等に従事する場合)に適合しないものについては、派遣先の団体が支給するよう改善する。

2 利根昭和インターチェンジ開発(株)

(1) 監査の結果に対する改善措置

(監査結果)

インターチェンジ建設負担金は、インターチェンジが使用に供された時にその全額を資産計上し、また、その償却期間は会社にとって効果の及ぶ期間とするのが妥当である。

(改善措置)

貸借対照表に固定資産として計上されている長期前払費用の全額を特別損失として一括償却し、これに併せて次期以降に支払う建設負担金を全額固定負債として取り扱うこととし、貸借対照表及び損益計算書に所要の修正を加えることとする。

3 武尊山観光開発(株)

(1) 監査の結果に対する改善措置

ア 経営の状況について

(監査結果)

人件費の割合を低く抑えなければ、経営の維持は困難であり、職員の協力の下にその引き下げを図ることが期待される。

(改善措置)

本社管理部門の人員削減を行ったほか、冬期従業員について賃金単価の引き下げと雇用人員の削減を行い、人件費の抑制に努めることとした。

イ 売上高の集計過程について

(監査結果)

宝台樹第二スキー場のリフト料金収入については、リフトの稼働能力割合の計算に相違があった。

また、武尊牧場スキー場の売上高の集計過程で、貸具等売上日報の合計額の集計誤りがあった。

(改善措置)

宝台樹第二スキー場のリフトの稼働能力割合については、計算過程の数値とすることについて企業局と合意した。

なお、同スキー場が平成13年3月30日付けで会社に移管されたことに伴い、企業局との受委託関係は無くなった。

また、武尊牧場スキー場の売上日報については是正した。

ウ 業務委託収入（受託費収入）について

(監査結果)

宝台樹第二スキー場について、受委託費積算基準において賃借料は12月から3月までの4か月の経費と定めているが、実際の計算では年間の支払い額を対象としていた。

(改善措置)

賃借料の計算については、賃貸物件の維持保守に係る期間である年間を対象とした受委託とすることが妥当であることについて企業局と合意した。

(2) 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

ア 売上の増大について

宝台樹スキー場については、ファミリー向けのスキー場としての特性をより高めるとともに、キャンプ場を中心にアウトドアライフ提供の場としての環境の充実と営業の改善に努めることとする。

また、武尊牧場スキー場については、スノーボーダーの誘客に努めることとする。

イ 給与制度等の改善について

平成12年10月に「従業員制度要綱」を制定し、県職員に準じた給与制度から民間企業の給与原則に則った制度に改め、会社の支払能力に応じた対応を基本としてきたが、更に退職金制度を抜本改正し、将来の負担の適性化と軽減を図るとともに、人事考課制度を確立し、厳正な人事管理を推進している。

4 (財) 群馬県観光開発公社

(1) 監査の結果に対する改善措置

ア ゴルフ場事業について

(監査結果)

ゴルフ場事業について、平成11年度における公社の支出超過は25百万円に過ぎないが、企業局との合算による損失では、227百万円の赤字である。

また、公社独自事業についても多くの損失が生じており、公社がこの支出超過にとどまっていられるのは、企業局との間の受託契約が合理性を欠く部分があるためであり、受託契約を見直し、合理的かつ公社の経営努力が公社の決算に反映される内容にすることが必要である。

(改善措置)

個々のゴルフ場の経営努力が公社の決算に反映されるよう、契約内容全般について企業局と協議を行い、合理性を欠く部分については改めるなど受託契約の見直しを行うこととする。

イ 国民宿舎事業について

(監査結果)

公社だけで見れば、国民宿舎事業の収支は均衡しているが、企業局との合算による損益は、平成11年度においては112百万円の赤字である。

赤城緑風荘は、建物、施設の老朽化が進んでおり、最近の宿泊利用状況も低迷が著しいことから、現在の施設を前提とする限り経営成績が上向くとは考え難く、事業の存廃を視野に入れた抜本的な対応を行う必要がある。

(改善措置)

赤城緑風荘については、現在の施設を前提とする限り利用客増による収支の改善は望めないことから、企業局が雇用問題や公共性を考慮して移譲等の方向で地元市町村等と協議中であり、この調整結果を踏まえて対応することとする。

(2) 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

ア ゴルフ場事業について

(ア) 人件費について

平成13年1月に、「職員の意識改革」、「利用者増対策」、「経費の削減」を3本の柱とした「経営改善実施方策」を策定し、経営改善に取り組んでいる。

人件費については、全職員を対象に本俸の昇給延伸及び減給、期末勤勉手当の削減並びに役職手当及び祝日勤務手当の廃止等を実施するとともに、希望退職等により3割近い人員を削減した。

また、給与の支給方法について、平成13年9月から振り込みによる支払いに改善した。

(イ) キャディ管理費について

キャディに対する給与について、祝日手当、荒天手当、皆勤・精勤手当及び特勤手当の廃止、あふれ手当額の改定、業務手当の休止、給与改定の凍結を行うとともに、4週8休制度導入により、あふれ手当の削減を図った。

また、平成13年4月に希望退職等により、約7割の人員を削減した。

(ウ) 食堂部門について

食堂関係の人件費については、経営改善を実施し人件費の削減を行うとともに、正社員の約3分の2が希望退職等により退職したが、これに伴う正社員の補充を行わず、派遣社員及びパートにより対応し、人件費の削減を図った。

また、商食品の仕入単価の見直しについては、業者との納品価格の見直し、原価の割高なレトルト食品等の不使用、メニュー数の見直し等により原価率の5%以上の削減を目標として改善を図っている。

なお、ゴルフ場による棚卸評価単価の相違については、平成13年度から評価方法の統一と納品単価のチェックを徹底している。

(エ) 一般管理費、コース管理費について

一般管理費及びコース管理費については、本社事務室の縮小、ゴルフ場署名カードの廃止、在庫物品等の適正な管理、各種契約の見直し、県納付寄付金の廃止、コース内目土砂の節減、肥料薬品の節減等により経費の削減を図っている。

また、指名業者については、平成13年度からゴルフ場からの情報をもとに、新たな業者を指名業者に加えるなど新規参入できる体制とするとともに、継続的に随意契約となっている取引先については、特別な理由があるものを除き、合見積を取っている。

(オ) その他

経常収支比率の著しく悪化していた、新太田ゴルフ場及び吉岡ケイマンゴルフ場については、平成12年度をもって廃止し、太田市及び吉岡町へそれぞれ移譲したところであり、太田については市民ゴルフ場として、吉岡については緑地運動公園としてそれぞれ活用されている。

イ 退職給与引当金について

収支の改善を図り、要支給額100%の積立てに近づくよう努めることとする。

5 (財) 群馬県企業公社

(1) 監査の結果に対する改善措置

(監査結果)

公社だけで見れば、収支は均衡しているが、企業局との合算による収益は、桜山温泉センターで98百万円、高崎ケイマンゴルフ場で50百万円の赤字であり、単体の損益ではなく、企業局と合算した損益の向上を図っていくことが必要である。

また、両施設の最近の利用者数は、桜山温泉センターは平成6年をピークに毎年減少しており、高崎ケイマンゴルフ場は1日平均20人に満たない状況にある。

このような状況を考慮すると、部分的な対応では業績を回復、伸長できる状況にないことは明らかであり、事業の存廃をも視野に入れた抜本的な改革を行う必要がある。

(改善措置)

経常収支比率が著しく悪化していた高崎ケイマンゴルフ場については、平成12年度をもって廃止し、高崎市へ譲渡したところであり、現在は市の芝生広場として広く活用されている。

また、桜山温泉センターについては、現在、年度末に譲渡・廃止の方向で地元と調整を進めている。

6 群馬県土地開発公社

(1) 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

ア 原価差額調整勘定について

原価差額調整勘定については、現在の公社の業務内容を勘案すると必要ないものと判断し、平成12年度決算においてその全額を取り崩した。

イ 退職給与引当金について

平成12年度決算において、将来的に必要と見込まれる額である4億6,618万円余に減額した。

7 群馬県住宅供給公社

(1) 監査の結果に対する改善措置

ア 県営住宅使用料の徴収状況

(監査結果)

滞納金は、不納欠損処理を行っていないため、増加するばかりであり、平成11年度12か月滞納者の累積滞納金の総額は、63百万円に達している。

これらの長期滞納者については、個別の状況を慎重に検討し、適切と認められる場合には、不納欠損処理で対処していくことが必要である。

(改善措置)

長期滞納案件については、平成13年4月1日付けで「不納欠損処分基準」を制定し、要件に合致したものから順次不納欠損処分を行うこととした。

また、滞納額の増加を未然に防ぐため、同日付けで「無断退去者及び長期不在者取扱い要綱」を制定し、入居者が無断退去や長期不在となっている場合には家賃等の調定を停止するなどの措置を講ずることとした。

(2) 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

ア 入居率の改善について

県営住宅については、第7期住宅建設5箇年計画により老朽化した住宅の建替や改善を図ったことから、平成11年8月時点で87.0%であった入居率が、平成13年4月には92.5%に向上した。

今後も、入退去に伴う修繕期間を短縮し、空屋となる期間の短縮を図るなど、入居率の向上に努めることとする。

また、特定優良賃貸住宅については、建物所有者と継続的に連携を図りつつ、入居率の改善に努力することとする。

イ 公社会計のあり方について

(社)全国住宅供給公社連合会において、一般管理費(事務費)は原価とせず、損益計算書の当期の費用とすることや事業別(団地別)原価計算とすることなどを主な内容とした新会計基準の作成が進められているところであり、公社会計についても、平成14年4月1日からの実施に向けて、この趣旨に沿った見直しを行うこととする。

ウ 引当金について

上記イの新会計基準においては、修繕引当金及び退職給与引当金など、将来において費用の発生が確実なものに限り計上することとされる予定である。

また、地方住宅供給公社法上の引当金の処理については、分譲住宅事業準備金と賃貸住宅管理事業準備金に整理する方向で同法施行規則の改正が検討されている。

これらの趣旨に沿って、平成14年4月1日の実施を目途に引当金の計上基準の見直しを行うこととする。

エ 減価償却について

今後、借入金を原資に取得する資産については、当該資産の耐用年数を考慮した上で、減価償却期間の計算を行うこととする。

8 (社)群馬県林業公社

(1) 監査の結果に対する改善措置

(監査結果)

分収森林について、三つの評価方法により検討してみたが、どの方法を採用しても、現在の木材価格のもとでは、分収森林には相当の含み損が発生していると言える。

(改善措置)

森林の育成は長期間に及ぶため、不確定要素が多く、育成途上の立木の正確な評価は非常に困難であり、現在のところ評価手法が確立していない。

今後は、監査の結果を踏まえて、林野庁及び他県との情報交換を図りながら、全国的な動向を把握した上で、資産の適正な評価をはじめとする会計方法の改善を検討する。

(2) 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

ア 分収林事業について

(ア) 持分比率の見直しについて

平成13年7月1日以降の契約について、土地所有者と公社との持分比率を見直し、公社の持分を従来の100分の60から100分の75に改めた。

(イ) 損失カバーの仕組みづくりについて

公社は、設立以来、森林の整備・管理を行い、水資源涵養・国土保全・山村振興等に大きく寄与してきたところであり、今後もこのような役割を果たしていくことが期待されている。このことから、公社の経営の安定を図るため、平成13年7月31日付けで、将来発生する損失をカバーする仕組みづくりを森林整備法人全国協議会を通じて国に要望したところであり、今後も引き続き同様の要望を実施していく。

イ 受託事業について

(ア) 県からの受託のあり方について

平成12年度から県の発注方式が見直され、公社以外の団体の受注機会が拡大された。その結果、受託事業量及び受託金額が減少し、大幅な利益が生じないようになった。

(イ) 受託事業の外部発注のあり方について

平成12年度から競争的な手法による契約を原則としているが、今後、更に新規業者の選定及び指名業者数の増加等により競争性の向上を図り、より一層の費用削減に努めることとする。

ウ 県立公園管理事業の委託費について

他の業者が参入する機会を拡大するため、平成13年度から新規業者の選定及び指名業者数の増加等を図った。

9 (財)群馬県下水道公社

(1) 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

ア 毒物及び劇物管理要領について

平成13年4月1日付けで「毒物及び劇物管理要領」の改正を行い、毒物・劇物を使用する場合には、管理責任者が毒物使用記録簿及び劇物使用記録簿に押印し、承認を行うこととした。

また、現物と使用記録簿との照合については、1か月に一度実施することとした。

イ 県からの派遣職員の人件費について

県から公社への派遣職員の人件費については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨に照らし適切に対応するとともに、引き続き県から支給される場合においても、公社全体の人件費が明確となるように、「維持管理年報」において、県からの支給額を含めた金額を表示し、公表することとする。